



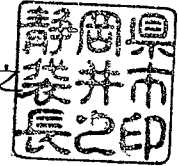
袋保国第124号

令和5年1月26日

袋井市国民健康保険運営協議会

会長 寺田 整 様

袋井市長 大場 規



袋井市国民健康保険事業の運営に係る諮問書

このことについて、袋井市国民健康保険を安定的で持続可能な制度として運営するため、袋井市国民健康保険運営協議会規則(平成17年袋井市規則第87号)第3条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

- 1 令和5年度袋井市国民健康保険事業の運営方針について
 - (1) 税率、税額について
 - (2) 税の収入率向上対策について
 - (3) 資格適用及び医療費の適正化について
 - (4) 保健事業の推進について
 - (5) 啓発、広報事業の推進について

(詳細については、別紙のとおり)

1 令和5年度袋井市国民健康保険事業の運営方針について

国民健康保険事業は、平成30年度から静岡県と各市町で共同運営を行っており、「静岡県国民健康保険運営方針（令和3年度～令和5年度）」では、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町とともに、医療費適正化、賦課方式の統一、収納率向上、赤字繰入の解消・削減などに取り組むこととしています。

本市においては、被保険者数は年々減少し、令和3年度は、前年度と比較して510人減の16,671人となり、今後も収入減少は続き、財政的に厳しい事業運営が予想されます。

このような中、県の運営方針を踏まえ、本市の国民健康保険事業の安定経営に向け、国民健康保険税（以下「国保税」という。）の収納率の向上、被保険者の健康増進及び医療費の適正化などを実施するため、令和5年度の運営方針を定めます。

（1）税率、税額について

運営母体である県では、令和9年度までに合意のとれた市町と到達可能な段階の保険料水準の統一を目指して、県内の賦課方式や医療水準など諸条件について、各市町と協議を進めているところです。

本市では、令和9年度までに予定されている保険料水準の統一を見据え、賦課方式及び税率等を令和4年度から令和6年度までの3年間で段階的に行うこととし、袋井市国民健康保険税条例の一部改正を行いました。

令和5年度は、3年間の段階的な改正の2年目となることから、引き続き税率等改正の理解をいただくよう丁寧な説明と周知を行ってまいります。

また、県内の保険料水準の統一に向けた医療費水準の平準化や賦課方式の統一等についての協議や令和7年度以降の本市の国保税のあり方の分析などを行ってまいります。

（2）税の収入率向上対策について

令和3年度の現年度分収入率は、対前年度0.8%増の「95.66%」で、納付方法の多様化等の取組により毎年向上しております。

また、収入率は、県の目標値（94.17%）や市税等収納対策アクションプランの目標値（94.2%）を上回っている状況です。

令和5年度からの新たな取組として、QRコード納付書による収納を導入し、市の指定金融機関だけでなく、QRコードに対応する全国の金融機関で国保税を納付でき

るよう対応してまいります。

今後においても、被保険者の新型コロナウイルス感染症による収入の減少の影響が懸念されますが、以下の取組により、さらなる収入率の向上を目指してまいります。

- ア 口座振替納税の推進
- イ コンビニ納付の推進
- ウ クレジット納付の推進
- エ スマートフォンアプリケーションを利用したキャッシュレス決済の推進
- オ QRコード納付書による収納の導入（令和5年度から）
- カ 外国人に対する制度周知
- キ 国保税の軽減の周知
- ク 納税相談の実施
- ケ 現年度課税の徴収強化
- コ 財産調査及び滞納処分の強化

（3）資格適用及び医療費の適正化について

ア 資格適用の適正化

納税通知書や被保険者証が届かない居住不明者については、追跡調査を実施し、職権による資格喪失の手続を行います。

また、国民健康保険（以下「国保」という。）と被用者保険の二重加入をなくすため、国民年金の異動状況を基に脱退手続を促す勧奨通知を送付し、資格喪失届の提出がない場合は、職権による資格喪失の手続を行います。

併せて、健康保険の未加入者に対しても、勧奨通知を送付して、国民皆保険制度の理解を周知し、国保加入の手続の案内をするなど、被保険者の資格確認を徹底し、国保適用の適正化を図ります。

加えて、手続の利便性向上を図るため、国保の脱退手続等の電子申請を導入します。

イ レセプト点検の実施

診療報酬の適正な支払いを行うため、国民健康保険団体連合会へ委託して診療報酬明細書の内容点検を毎月行います。

ウ 第三者行為事務について

第三者行為（交通事故等）に係る求償事務を国民健康保険団体連合会へ委託し、届出を指導します。

(4) 保健事業の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、特定健康診査の受診率が令和元年度以降低下しているため、今年度から実施している総合検診を引き続き実施するとともに、新規国保加入者への保険課窓口でのチラシ配布、電話やはがきによる受診勧奨等、特定健康診査の受診率向上に努めてまいります。

また、重症化予防対策として保健指導や要治療域の方への医療機関受診勧奨を行うとともに、人間ドック、脳ドック等の推進及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的取組につきましても引き続き、実施してまいります。

加えて、令和5年度につきましては、本市が目指す健康寿命日本一の実現のため、静岡社会健康医学大学院大学と連携し、5年後の受診者を追跡調査し、食生活や生活習慣などのリスク因子の解明・予防に役立てていくことを目的に袋井健康長寿研究「ふくけん」を実施いたします。

また、平成30年度から6年間の「袋井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画」が令和5年度をもって終了することに伴い、令和6年度からの次期計画を策定していきます。

(5) 啓発、広報事業の推進について

本市においては、令和5年度も税率が変更となりますことから、賦課方式や税率の改正について、引き続き、市広報紙、市ホームページ及び各種啓発パンフレット等を活用して次のとおり、啓発をしていきます。

ア より早い時期からの広報

令和5年7月の令和5年度の納税通知書の発送を待つことなく、広報紙や市ホームページへの掲載、加入世帯へのパンフレット配布等により広報に努めます。

イ 個々の国保税額の説明

国保に加入時や被用者保険の任意継続保険料との比較のため希望があった場合には、個々の世帯の税額試算について丁寧にわかりやすく説明していきます。

ウ 医療費の削減につながる情報提供

日頃からの健康の増進と予防医療が、重症化を防ぎ、また、長寿につながり、結果として医療費の削減にもつながっていくことを丁寧に伝え、市民の協力を呼びかけていきます。